

7 行政経営改革プランの推進

行政経営改革プランは、平成32年度までの計画期間とし、アクションプランの策定や推進体制を整備します。

行政経営改革プランの計画期間

行政経営改革プランの計画期間は、総合計画の中間年度である平成32年度までとします。

ただし、アクションプランは、向こう3年間の計画を毎年ローリングにより策定することとします。

※平成33年度以降のアクションプランの考え方は総合計画実施計画と整合を図ります。

図表 1 3 「行政経営改革の計画期間」

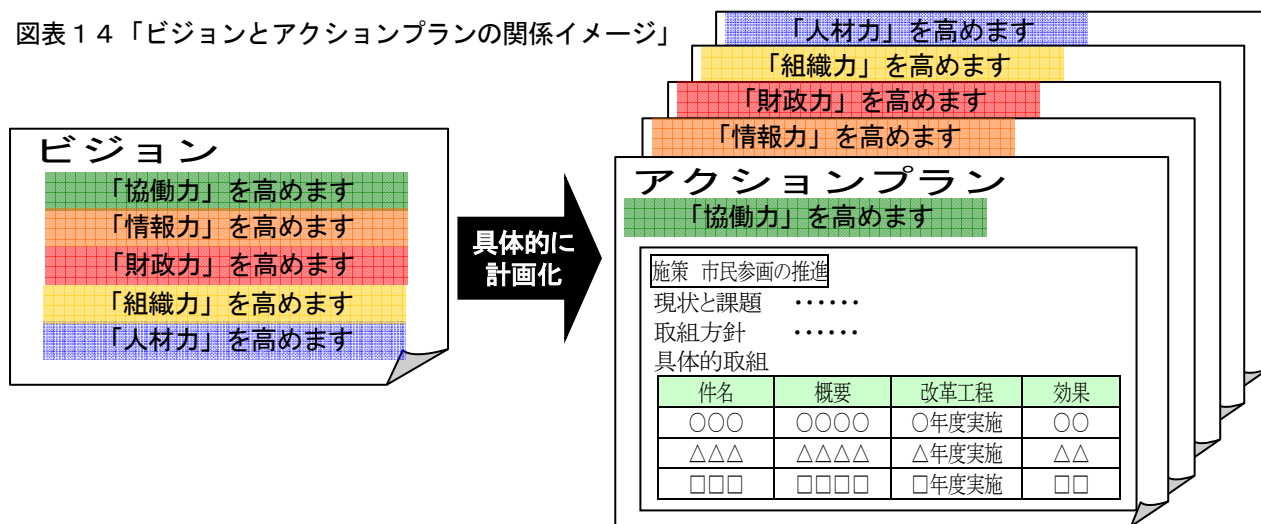


行政経営改革アクションプラン

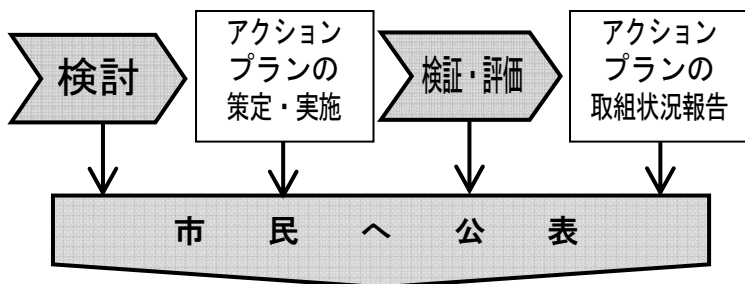
「行政経営改革ビジョン」の実現を図るため、「行政経営改革アクションプラン」を策定し、具体的な計画の推進を図ります。

アクションプランでは、P.7の図表9にある方針などに基づき、現状と課題、具体的な取組内容（概要、実施までの工程や効果など）を具体的に示します。

図表 1 4 「ビジョンとアクションプランの関係イメージ」



図表 1 5 「アクションプランの流れと公表の位置づけ」



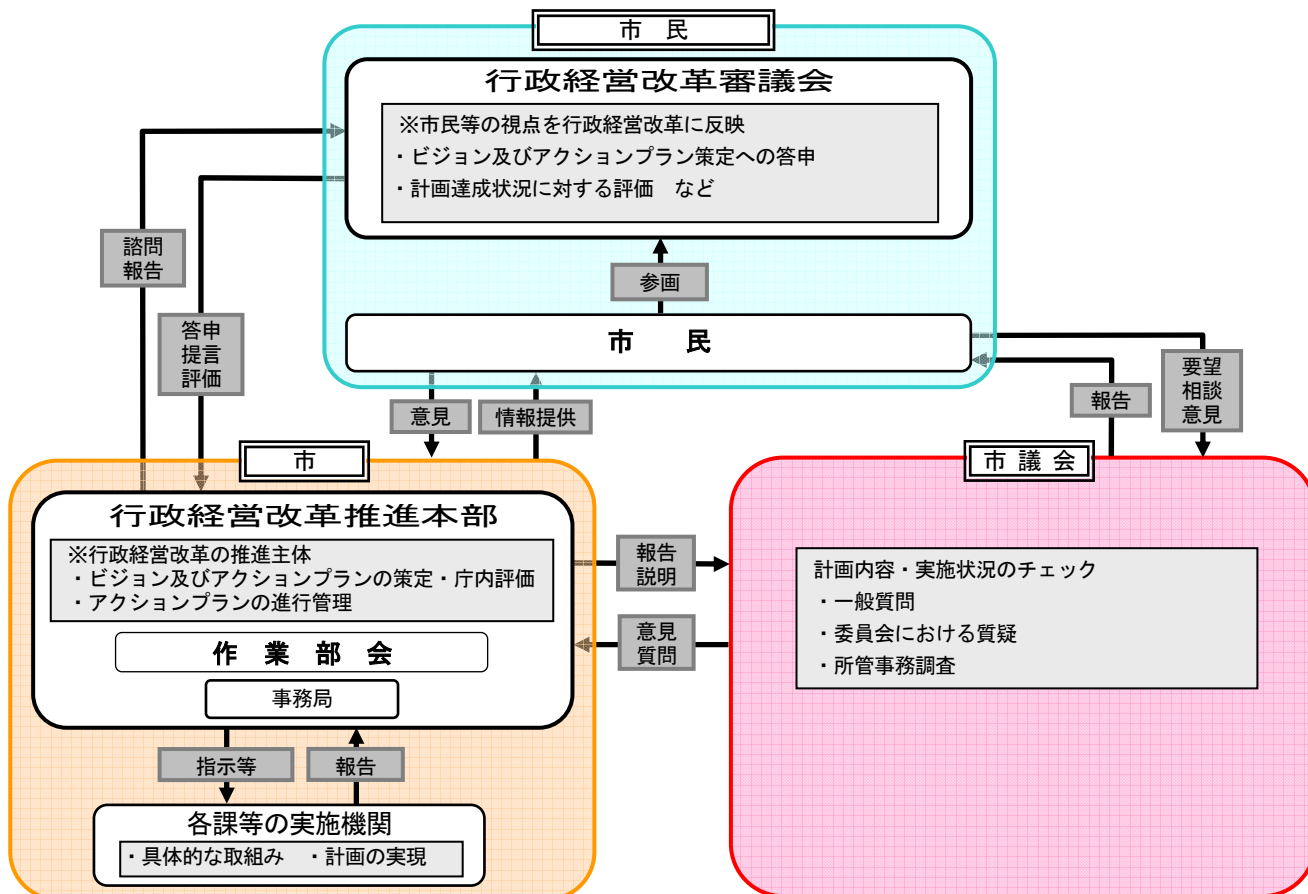
アクションプランは、毎年度検討を加え見直し、実施内容を検証・評価し取組状況をまとめます。検討から取組状況の報告までの各過程でホームページなどにより市民へ公表していきます。

行政経営改革の推進体制

行政経営改革プランを着実に推進するための体制は、図表16にあるとおりです。

「行政経営改革審議会」は、多方面の有識者だけでなく公募による市民から構成し、市民や企業の視点に基づく行政経営改革の検討などを担います。また、「行政経営改革推進本部」は、行政経営改革の推進主体として中心的な役割を担います。

図表16 「行政経営改革の推進体制」

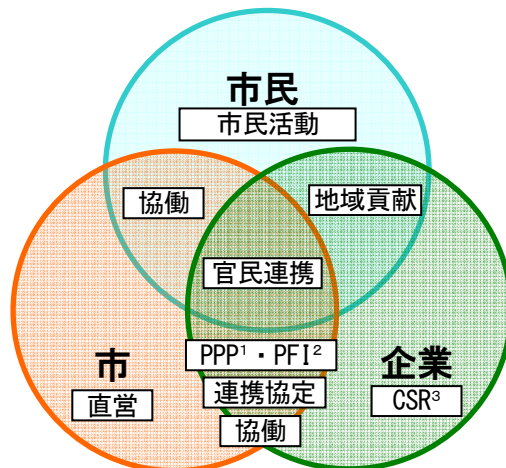


市民・企業との関係

行政（公共）サービスは、図表17にあるとおり市民・企業・市が相互に関係して成り立っています。

市民・企業・市が、それぞれの役割と責任を明確にし、互いに連携することがまちづくりを進めていく上で重要となります。

図表17 「行政（公共）サービスの構図」



■1 PPP:Public Private Partnership(パブリック プライベート パートナーシップ)の略。官と民がパートナーを組んで事業を行うという新しい官民協力の形態。民間事業者が事業の計画段階から参加して、設備は官が保有したまま、設備投資や運営を民間事業者に任せる民間委託などを含む手法。
 ■2 PFI:Private Finance Initiative(プライベート ファイナンス イニシアティブ)の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。
 ■3 CSR:Corporate Social Responsibility(コーポレート ソーシャル レスポンシビリティ)の略。企業が社会的存在として、最低限の法令遵守や利益貢献といった責任を果たすだけでなく、市民や地域、社会の顕在的・潜在的な要請に応え、より高次の社会貢献や配慮、情報公開や対話を自主的に行うこと。